

保育料・障害児通所支援事業負担額無償化について

▷保育料無償化について

令和元年10月より教育・保育施設を利用している子どもの保育料が無償となります。

対象…3～5歳児、満3歳児(1号認定に限る)、住民税非課税世帯の0～2歳児

注意点…市で決定している利用者負担額が、無償化の対象です(手続き不要)／現在、保育料に含まれている副食費(おかず代等)は、実費徴収となり、施設へ納めていただきます(一部免除対象あり)。

*1号認定で現在、教育・保育施設を利用している場合「保育の必要性」を市が認定することにより、預かり保育分も無償となります(償還払いによる)。こちらは、申請が必要ですので、市または利用施設へお問い合わせください。

問…子育て支援課 内線2484

▷障害児通所支援事業負担額の無償化について

保育料の無償化に合わせ、就学前の障害児の発達支援の利用者負担についても、無償となります。対象となる期間は「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

*利用者負担以外の費用(医療費や食費等の現在、実費で負担しているものは引き続きお支払いいただきます)。

問…福祉政策課 内線2496

五所川原労働基準監督署からのお知らせ

▷働き方改革説明会

事業者を対象に、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得やタイムカード等による労働時間把握の義務付けなど、今年4月に施行された働き方改革関連法に関する知識を十分に持って労務管理を行っていただくことを目的とした説明会を開催しています。

日時…9月24日(火) 14:00～15:30

場所…五所川原合同庁舎1階
共用会議室

申込先…五所川原労働基準監督署
監督係 TEL35-2309

*参加ご希望の方は、必ず事前にお申し込みください。

▷ハラスメント悩み相談室

パワハラ、セクハラ、マタハラなどの職場におけるハラスメントのことでお悩みの方はご相談ください。専門家が電話・メールから相談を受け付けます。匿名での相談も可能で、相談は無料です。

電話相談…TEL0120-714-864(受付時間：月曜～金曜日 12:00～21:00／土曜・日曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く))

*専用Webサイト「ハラスメント悩み相談室」(<https://harasusoudan.mhlw.go.jp/>)では、メールでの相談も受け付けています。

家屋を解体・建築した際はご連絡ください

住宅・車庫・作業所等の家屋を解体した際は税務課までお知らせください(解体した年内中に滅失登記の手続きをした場合、連絡は不要です)。

家屋を新築・増築して税務課の調査を受けていない場合もご連絡ください。

*解体後の連絡がない場合、解体した翌年度以降も課税される場合があります。

*税務課の調査を受けていない家屋があることが判明した場合、さかのぼって課税される場合があります。

*現在、税務課では課税台帳と現況の家屋に違いがないかを確認するための家屋特定事業を行っています。聞き取り調査や立ち合いをお願いする場合がありますのでご協力ください。

問…税務課 内線2263
金木総合支所 内線3114
市浦総合支所 内線4055

ハートネットを作るう～ちよつと気になる子の支援事業～おやこのスペース ゆったりーの

「ゆったりーの」は親子で、ゆったりと過ごせる居場所です。

子育ての悩みや発達の不安の相談もお受けしますので、どなたでも気軽に公民館へお越しください。

場所…中央公民館3階大広間

時間…10:00～15:00

*相談は13:00～15:00

日程…9月7日(土)、21日(土)(*)、26日(木)、10月19日(土)(*)、24日(木)、29日(火)(*)、11月9日(土)(*)、12日(火)(*)、28日(木)(*)

*発達の相談ができる日

参加費…無料

対象…幼児から小学生(子どもだけの利用はできません)

問…中央公民館 TEL35-6056

暮らしとこころの無料法律相談会

多重債務、労働問題、離婚、DV、いじめ等、生活や心の悩みに関する法律相談会を開催します。

*事前の電話予約が必要です。

実施期間…9月9日(月)～13日(金)

予約受付期間(平日9:00～17:00)

9月2日(月)～6日(金)

相談場所…県内各地の各法律事務所
相談料…無料

申込先…青森県弁護士会事務局

TEL017-777-7285

*予約の際は暮らしとこころの相談希望とお話ください。

スズメバチの巣への対処

スズメバチに刺されると死に至ることがあるので、巣を発見したら速やかにその場を離れてください。

巣の駆除

①私有地に巣があるとき

私有地内に作られたハチの巣を駆除するときは、そこを所有する方(管理する方)の責任において駆除処理をしなければなりません。非常に危険ですので、駆除専門の業者またはシルバー人材センター等に依頼することをおすすめします。

②私有地以外に巣があるとき

次のような場所に作られたハチの巣を発見したときは、環境対策課までご連絡ください。

・市の公共施設、官地の樹木、街路樹等

・所有者(管理者)に連絡が取れない

・所有者(管理者)がわからない

*ハチの巣を駆除するときに着用する防護服一式を無料で貸し出しています。

問…環境対策課 内線2367